

魚沼民商だより

2020年
9月 14日

第2218号

発行 魚沼民主商工会
新潟県魚沼市板木
電話 025 (792) 3064
e-mail:uminsyo@rose.ocn.ne.jp

持続化給付金＆国民健康保険税減免＆家賃支援給付金の申請会を開催中

このコロナ禍対策による、5月1日からスタートした持続化給付金申請を皮切りに、国民健康保険税の減免、介護保険料の減免、後期高齢者医療保険料の減免、そして家賃支援給付金の申請もはじまり、申請期限の折返し地点に差し掛かりました。申請期限まであと5ヵ月と迫ってきました。

この間、私たち民商は支部主催の申請会の開催に力を入れてきました。この4か月間（5～8月の間）で申請会を27回開き、申請者は延べ218人が参加致しました。

どの支部もほぼ申請済み者が多数を占めていますが、依然として、「制度を知らなかつた」、「申請を諦めていた」、「スマホが無い」等、連日のように相談が民商に寄せられています。

改めて支部役員会の場で、会員一人ひとりの申請状況と会員が置かれている実情を掴むまで追求しようと各々の支部で奮闘が始まっています。

そして北魚沼3支部合同と生活と健康を守る魚沼の会との共催で、9月26日に会内外向けての国民健康保険税減免と持続化給付金の申請相談会を計画しています。

宣伝カーを新調しました

私たち民商は、閉塞感を漂うこのコロナ禍で、民商の音出しが必要と、9月2日、民商の宣伝カーを新調致しました。

翌日から、連日のように「走行する看板」宣伝カーが、小千谷・魚沼地域を駆け巡っています。



新商連、会長・理事長・事務局長・専務理事合同会議に参加してきました

8月29～30日、六日町・八海山の麓にて、新商連主催の「民商会长・共済理事長・事務局長・専務理事合同会議」と称して、学習交



後期高齢者医療制度の減免について

9月2日、浦佐地内にて、旅館を経営している関さんから、「国民健康保険税の減免申請、介護保険料の減免申請、後期高齢者医療保険料の減免申請、後期高齢者医療保険料の減免申請について、世帯主と主たる生計維持者が一致しないなど、後期高齢者医療保険料の減免申請は受け付けられない」と突き返させられた」と、民商事務所に来所しました。

関さんの家族構成は、関さんが年齢75才以上の自営業者で主たる生計維持者です。奥さんの年齢も75才以上で、両者とも後期高齢者医療保険の加入者です。関さんの息子さんは事業専従者で世帯主となっています。息子夫婦とその子どもたちは国民健康保険に入っています。

さて、関さんの話を聞いて、「これはおかしい」と、この日に市に問い合わせたら、市は「国民健康保険と後期高齢者医療は別制度なので、大変申しわけ御座いません」と、その一点で繰り返し繰り返し述べるのみで、その根拠となるものを示しませんでした。

本来、後期高齢者医療制度はその加入者の所得のみで保険料を計算されるわけです。これから、近日中にでも、再度申請してきます。

会費は一日集金で宣しくお願い致します